

令和8年度 放課後ルームオンライン入所申請マニュアル

1. 入所案内の確認

「令和8年度 放課後ルーム申込の
ご案内」をよくお読みください。

※一次申請の申請期間は終了しました

<二次申請受付>

令和7年12月10日（水）午前0時から 令和8年3月6日（金）午後5時まで
※障害のある児童、発達・発育に心配のある児童、医療的ケアを要する児童
の二次申請は、令和8年2月16日（月）午後5時まで

2. 添付書類の準備

添付ファイルは、写真（画像形式）またはワード、エクセル、PDFファイルでご準備ください。

・写真（画像形式）で添付する場合、記載事項が鮮明なものを添付してください。読み取れない場合、原本の提出をお願いする場合がございます。また、原本（紙）は必要に応じて提出を依頼する場合がありますので、必ずお手元に保管しておいてください。

・通常のおやつ提供を受ける場合、また、減免申請をしない場合は、「おやつの提供に関する書類」「減免に関する書類」は不要です。

入所要件確認のための必要書類 (父母ともに必要な場合)	1	①就労のため（②以外）	「就労証明書」（雇用予定含む） ※変則就労の場合は「勤務実績・勤務予定表」も併せてご提出ください。 ※右記二次元バーコードより「就労証明書記載要領（放課後ルーム用）」をご確認ください。 
		②就労のため【自営業・代表取締役等、就労証明書に記載の代表者が保護者本人の場合】	「就労証明書」及び「確定申告書（または源泉徴収票）の写し」 ※確定申告書は令和7年申告がまだの場合、令和6年申告をご提出ください（令和7年分は後日追加提出必要） ※直近で起業したため確定申告が出来ない場合→「営業許可証・受注伝票」の写し等、仕事の内容がわかるもの
	2	出産のため	「母子健康手帳」の写し ※母の氏名と出産予定日の記載がある部分の写し
	3	病気や介護のため	「医師の診断書」「身体障害者手帳」等、児童の監護が難しいと証明するもの
	4	就学のため	「在学証明書または学生証の写し」及び「時間割」 ※職業訓練校の場合、合格通知でも可 ※「時間割」は、授業の曜日と時間がわかるもの
にお 関 わ す つ る の 書 提 類 供	1	特定原材料8品目不使用献立おやつの提供を受ける場合	「入所事項変更届（おやつ停止・再開・献立変更用）」
	2	特別な事情があるため、おやつの提供は受けず持参する場合	
	3	おやつの提供は受けが、アレルギーや疾病のため一部除去を依頼する場合	「おやつ除去依頼届」
減免に関する書類	1	収入による減免	●令和7年1月1日時点、令和8年1月1日時点のいずれも、船橋市内に住民登録のある方 「船橋市放課後ルーム児童育成料減免申請書」 ●令和7年1月1日時点、令和8年1月1日時点のいずれか一方、または両方について、船橋市以外に住民登録のある方 「船橋市放課後ルーム児童育成料減免申請書」及び ・令和7年1月1日時点で船橋市以外に住民登録のある方は、住民登録のある市区町村等の令和7年度の「課税証明書」または「非課税証明書」（コピー可） ・令和8年1月1日時点で船橋市以外に住民登録のある方は、住民登録のある市区町村等の令和8年度の「課税証明書」または「非課税証明書」（コピー可）
	2	きょうだい入所による減免	「船橋市放課後ルーム児童育成料減免申請書」
	3	生活保護受給者	「船橋市放課後ルーム児童育成料減免申請書」及び「生活保護証明書」

※状況によりその他必要な書類をご提出していただく場合がございます。

※「就労証明書」は、船橋市保育園の利用申請時にご提出いただく様式の写しをご提出いただくことも可能です。ただし、変則就労の場合、勤務予定表（シフト表）または勤務実績表も併せてご提出いただく必要がありますので、詳しくは「令和8年4月放課後ルーム入所申請をされる方へ」をご確認ください。

※「就労証明書」は令和7年10月1日以降に作成されたものを有効とします。

3. メールアドレスの準備

- 申込みにあたって、メールアドレスが必要となります。迷惑メールの設定をされている方は、「@mail.graffer.jp」のドメインからのメールを受信できるように設定をお願いいたします。

4. 申請画面を開く



以下（1）または（2）の方法でアクセス可能です。

←（1）左の二次元バーコードを読みこむ

（2）船橋市HPで放課後ルーム 入所申請とキーワード検索し、「【令和8年度4月入所】放課後ルームオンライン入所申請（二次申請）」にアクセスする。

5. 申請手順（申請には15分程度かかります）

- （1）手続き名が「【4月入所】令和8年度放課後ルーム入所申請（二次申請）」であることを確認し、**アカウント登録せずにメールで申請**をクリックしてください。

※すでにスマート申請に登録済の方は、ログインしてから進んでください。

- （2）連絡先メールアドレスを入力し、**確認メールを送信**をクリックしてください。

→入力したメールアドレスにメールが届いたら、メール本文に記載されているURLをクリックしてください。

- （3）利用規約を読み、よろしければ**利用規約に同意する**にチェックを入れ、**申請に進む**をクリックしてください。

(4-1)

入力フォームに移動したら、項目を入力してください。

入力の状況
17%

入力フォーム

申請者の情報

申請者（保護者）氏名 必須

申請者（保護者）電話番号 必須
申請者（保護者）の電話番号を入力してください。
入力例) 012-345-6789(は0123456789と入力)

メールアドレス 自動入力

(4-2)

添付ファイルを添付する項目については**「ファイルを選択」**をクリックし、添付するファイルを選択してください。

「一ム」より忘れずにご提出ください。

入所要件確認のための必要書類の添付 必須
※事前に用意したファイルを添付してください※

↑ ファイルを選択…

入所要件確認のための必要書類を添付してください。
※父母ともに必要。令和7年4月1日の時点で、65歳未満の祖父母と同住所の場合には、祖父母の分も同様に提出が必要です。

(1) 就労（雇用予定含む）～「就労証明書」※変動勤務の場合、「勤務実績・勤務予定表」も必要

(2) 就労（就労証明書に記載の代表者が保護者本人の場合）※自営業、代表取締役等 → 「就労証明書」及び「確定申告書（または源泉徴収票）の写し」

(3) 出産予定～「母子手帳」※母の氏名と出産予定日の記載がある部分の写し

(4) 病気や介護～「医師の診断書」「身体障害者手帳」等、児童の監護が難しいと証明する物

(5) 就学～「在学証明書」または「学生証」の写しと「時間割」

(6) 求職～添付ファイルなし

(5) 全項目の入力が終了したら、申請内容の確認画面で入力内容を確認し、誤りがなければ、**「この内容で申請する」**をクリックしてください。

いいえ 編集

健康・発達面について 編集

いいえ 編集

障害について 編集

いいえ 編集

その他 編集

この内容で申請する

(6) 申込が完了したことを見認めてください。

申請が完了しました

完了メールを登録頂いたメールアドレスに送信しました。また、[申請内容はこちら](#)（[申請詳細](#)）からご確認いただけます。

※メールが届かない場合は、迷惑メールフォルダに振り分けられている可能性がありますので、一度ご確認ください。

6. 受付完了メールの確認

以下のメールが届いているか確認してください。

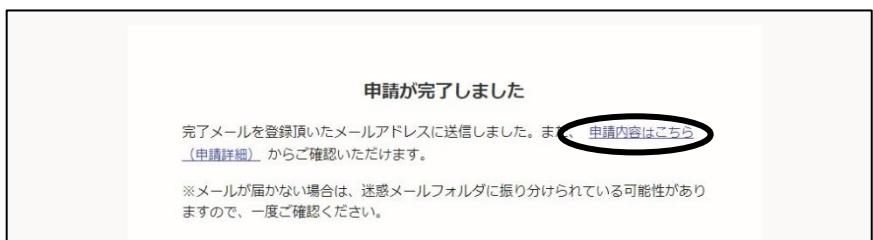
件名：船橋市【4月入所】令和8年度放課後ルーム入所申請（二次申請）申請受付のお知らせ
本文：「船橋市【4月入所】令和8年度放課後ルーム入所申請（二次申請）」の申請を受け付けいたしました。
審査結果は、令和8年3月下旬頃に郵送する通知をご確認ください。
不備があった場合は、書類確認後に地域子育て支援課から郵送でご案内をさせていただきます。

※申請に関して、メールでの問い合わせは受け付けておりませんので、ご了承ください。

7. きょうだいで申請する場合

ログインして申請すると、1人目の申請時に入力した情報をコピーして2人目の申請にうつることができます。

(1) 1人目の申請完了後、**申請内容**
はこちらをクリックします。



(2) 次画面で「この申請をもとに新規申請」をクリックします。



(3) 次ページで「利用規約に同意する」にチェックを入れて先に進むと、1人目の申請時に入力した情報が反映されています。

8. 不備・不足書類について



書類の不備・不足等で追加提出が必要な場合、申請画面の中で該当書類について「準備ができていないので、提出期限内に別途提出する」を選択された場合を除き、地域子育て支援課よりお電話もしくはお手紙にて案内をさせていただきます（「準備ができていないので、提出期限内に別途提出する」が選択されている場合、こちらから案内はいたしませんのでご注意ください）。

提出は、オンライン（原則）・郵送・窓口にてお願ひいたします。

オンラインで提出する場合は、二次元バーコードを読みこむ、または、市HPから「【令和8年度4月入所】放課後ルームオンライン入所申請について（二次申請）」のページにアクセスし、不備・不足書類の提出についてのリンクからスマート申請（オンライン申請ページ）へアクセスしてください。

【お問い合わせ先】

船橋市 地域子育て支援課 放課後ルーム入所係
TEL : 047-436-2319

※受付完了メールにご返信いただいても、放課後ルームに関するることは回答できませんのでご注意ください。